

## 志賀原子力発電所1号機第8回定期検査の計画変更について (環境安全部長コメント)

平成15年5月2日(金)

本日、「志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」第8条に基づき、北陸電力(株)より「志賀原子力発電所1号機 第8回定期検査の計画変更について」報告を受けた。

今回の計画変更は、去る4月17日、原子力安全・保安院から北陸電力(株)を含む沸騰水型原子力発電所を所有する電力各社に対し、炉心シュラウド及び原子炉冷却材再循環系配管等の点検並びに補修工事に係る新たな指示がなされたことを受けて、北陸電力(株)が検討した結果である。

計画を変更するにあたり、北陸電力(株)は、原子力安全・保安院の指示する期間を前倒しし、今回の定期検査時に炉心シュラウド及び原子炉冷却材再循環系配管等の点検対象箇所全てを点検することとした。

このため定期検査期間が大幅に延長されたが、設備の健全性を早期に確認できることから、県としては、安全確保の観点から積極的な対応として評価できるものであると考えている。

なお、県としては、一連の定期点検作業に関しては、定期的に行っている通常の立入調査の一環として点検範囲、点検方法等について現場での確認を行っていくこととしている。

また、仮に炉心シュラウドや原子炉冷却材再循環系配管等について、ひび割れ等が発見された場合には、速やかに状況を把握し、立入調査等の適切な対応を図ることとしている。

<参考> 原子力安全・保安院ホームページ <http://www.nisa.meti.go.jp/>

平成15年5月2日  
原子力安全対策室  
(直通)076(225)  
1465  
(県庁内線)4234